

改正

平成元年3月28日条例第6号

平成元年6月29日条例第19号

平成9年3月25日条例第1号

平成12年3月23日条例第7号

平成13年10月1日条例第15号

平成17年7月8日条例第18号

平成18年3月22日条例第3号

平成18年9月28日条例第28号

平成23年3月28日条例第2号

平成26年2月28日条例第1号

平成28年3月25日条例第11号

平成31年3月20日条例第5号

令和元年6月28日条例第13号

荒尾総合文化センター条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、荒尾総合文化センター（以下「文化センター」という。）の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 有明広域市町村圏域（荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町。以下「圏域」という。）における文化・芸術の向上及び科学技術の普及並びに圏域住民の福祉の増進に資するため、田園都市構想推進事業に基づき、文化センターを設置する。

2 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	荒尾総合文化センター
位置	荒尾市荒尾字上府本道4,186番地19

(事業)

**第3条** 文化センターは、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化、芸術及び科学技術活動を推進するための自主事業に関すること。
- (2) 文化、芸術及び科学技術普及のための施設の使用公開に関すること。
- (3) その他必要な事業に関すること。

(休館日)

**第4条** 文化センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長はやむを得ない理由があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは休館日に特別に使用させることができる。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日  
に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

(開館時間)

**第5条** 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、子ども科学館については、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特別の理由があるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(職員)

**第6条** 文化センターに館長その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

**第7条** 文化センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 子ども科学館の入場については、別に規則で定めるものとする。

3 市長は、文化センターの管理上又は公益上必要があると認めるときは、使用を許可するに当たり条件を付し、若しくは必要な指示をすることができる。

(使用の制限)

**第8条** 市長は、前条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 「暴力追放宣言都市」としての目的達成を図るため、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。

(4) その他管理運営上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

**第9条** 市長は、第7条第1項の規定により施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用許可の条件を変更することができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等によって生ずる損害については、市長はその責を負わないものとする。

(使用料等)

**第10条** 使用者は、使用の区分に従い、別表に定めるところにより算出した使用料の合計額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は入場料（以下「使用料等」という。）を使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

**第11条** 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

**第12条** 既に納付した使用料等は還付しない。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

**第13条** 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の制限)

**第14条** 使用者は、施設等を使用するに当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

**第15条** 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第9条第1項各号の規定により許可の取消し若しくは使用停止を受けたときは、直ちに当該施設等を原状に復し、点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

**第16条** 使用者は、文化センターの施設等又はその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともにこれを原状に復し、又は市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(保安の責任)

**第17条** 使用者は、文化センターを使用するに当たっては、入場者の整理、警備などの保安及び施設等の保全について責任を負うものとする。

(職員の立入り)

**第18条** 使用者は、使用中の施設等に文化センターの職員が職務遂行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

**第19条** 文化センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、文化センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条第1項まで、第12条及び第14条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第18条の見出し中「職員の立入り」とあるのは「立入り」と、同条の規定中「文化センターの職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読

み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化センターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

**第20条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 文化センターの使用の許可に関する業務
- (3) 文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 市指定自主事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 文化センターの施設等の維持管理に関する業務
- (6) 子ども科学館の管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が文化センターの管理及び運営に関し必要と認める業務

(利用料金制)

**第21条** 第19条第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、文化センターの利用者は、利用料金を納めなければならない。その場合において第10条の規定は適用しない。

- 2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めるところにより、前項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(運営委員会)

**第22条** 文化センターの運営を円滑に行うため、荒尾総合文化センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関する事項は別に規則で定める。

(委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行日以前に使用の申込みをし、若しくは使用の許可を受けた者は、この条例第6条の規定により使用申込みをし、若しくは使用許可を受けたものとみなす。

**附 則** (平成元年3月28日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料等については、施行日以後の申請に係る使用等について適用し、同日前の申請に係る使用等については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年6月29日条例第19号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

**附 則** (平成9年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の荒尾総合文化センター条例(中略)に基づく使用料等は、施行日以後の申請に係る使用料等について適用し、同日前の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年3月23日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成13年10月1日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年7月8日条例第18号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき文化センターの管理を指定した場合には、当該指定の日)までの間における管理については、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年3月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年9月28日条例第28号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る申請で、平成18年12月27日以前に受理された申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

**附 則** (平成23年3月28日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後における多目的ルームの使用許可を受けようとする者は、同日前においても、その申請を行うことができる。
- 3 前項の申請に対して使用許可を受けた者が納付すべき使用料については、同日前においても、改正後の別表の規定を適用する。

**附 則** (平成26年2月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条、第5条、第7条、第9条及び第12条から第14条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料等について適用し、施行日前の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 荒尾総合文化センター条例
- (2) 荒尾市働く女性の家条例
- (3) 荒尾市地域産業交流支援館条例
- (4) 荒尾市都市公園条例
- (5) 荒尾市公民館条例

(6) 荒尾市学校体育館使用料条例

(7) 荒尾市地域体育館条例

**附 則** (平成28年 3 月25日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後における練習室 3 の使用許可を受けようとする者は、同日前においても、その申請を行うことができる。

3 前項の申請に対して使用許可を受けた者が納付すべき使用料については、この条例の施行の日前においても、改正後の別表の規定を適用する。

**附 則** (平成31年 3 月20日条例第 5 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(令和元年10月規則第34号で、同元年11月 1 日から施行)

**附 則** (令和元年 6 月28日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条、第 4 条、第 5 条及び第 7 条から第11条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料等について適用し、施行日前の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

(1) 荒尾総合文化センター条例

(2) 荒尾市働く女性の家条例

(3) 荒尾市地域産業交流支援館条例

(4) 荒尾市万田炭鉱館条例

(5) 荒尾市都市公園条例

(6) 荒尾市公民館条例

(7) 荒尾市学校体育館使用料条例

(8) 荒尾市地域体育館条例



別表（第10条関係）

（1） ホール使用料

区分		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料 1時間につき		
		円	円	円	円	円	円	円		
平日	大ホール	入場料を徴収しない場合	15,830	26,400	36,950	42,230	63,350	79,200	6,810	
		最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	18,990	31,670	44,340	50,680	76,020	95,020	6,810	
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	23,750	39,600	55,430	63,350	95,030	118,800	6,810	
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	28,490	47,510	66,520	76,020	114,040	142,540	6,810	
		最高額が3,000円を超える入場料を徴収する場合	31,670	52,800	73,910	84,470	126,710	158,400	6,810	
		小ホール	入場料を徴収しない場合	5,270	9,230	11,870	14,510	21,110	26,400	3,190
		最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	6,330	11,080	14,240	17,410	25,340	31,670	3,190	
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	7,910	13,850	17,810	21,770	31,670	39,600	3,190	
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	9,500	16,630	21,370	26,130	38,010	47,510	3,190	
		最高額が3,000円を超える	10,550	18,470	23,750	29,030	42,230	52,800	3,190	

		る入場料を徴収する場合							
土曜日・日曜日及び休日	大ホール	入場料を徴収しない場合	18,990	31,670	44,340	50,680	76,020	95,020	6,810
		最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	22,790	38,000	53,200	60,790	91,200	114,000	6,810
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	28,490	47,510	66,500	76,020	114,030	142,530	6,810
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	34,200	57,010	79,810	91,210	136,830	171,040	6,810
		最高額が3,000円を超える入場料を徴収する場合	38,000	63,350	88,680	101,360	152,040	190,050	6,810
	小ホール	入場料を徴収しない場合	6,330	11,080	14,240	17,410	25,340	31,670	3,190
		最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	7,590	13,290	17,100	20,900	30,400	38,000	3,190
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	9,500	16,620	21,370	26,120	38,000	47,500	3,190
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	11,400	19,940	25,640	31,350	45,600	57,010	3,190
		最高額が3,000円を超える入場料を徴収する場合	12,670	22,160	28,500	34,840	50,680	63,350	3,190

(2) その他の施設使用料

区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	冷暖房使 用料1時 間につき	
	円	円	円	円	円	円		
楽屋	大ホール	520	780	1,030	1,300	1,830	2,350	130

	小ホール	520	780	1,030	1,300	1,830	2,350	130
練習室	1	760	1,050	1,540	1,830	2,610	3,380	220
	2	610	910	1,230	1,530	2,140	2,770	150
	3	760	1,050	1,540	1,830	2,610	3,380	220
会議室	1	1,170	1,840	2,360	3,020	4,210	5,370	250
	2	1,170	1,840	2,360	3,020	4,210	5,370	250
	3	1,570	2,360	3,150	3,950	5,540	7,100	150
	4	780	1,170	1,570	1,960	2,760	3,530	150
ギャラリー		1,230	2,150	2,780	3,400	4,950	6,180	430
ホワイエ（ホワイエのみの場合）		2,450	4,140	5,540	6,610	9,680	12,150	1,360
アートフォーラム		200	300	520	520	830	1,030	—
多目的ルーム		780	1,170	1,570	1,960	2,760	3,530	150

#### 備考

- 1 入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を收受したと認められる場合は、入場料を徴収したものとみなす。
- 2 使用者が、物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 大ホール及び小ホールについては、それぞれの使用時間区分の「入場料を徴収しない場合」の使用料の額に100分の250を乗じて得た額とする。
  - (2) 「その他の施設使用料」において、楽屋、練習室、会議室、ギャラリー、ホワイエ、アートフォーラム及び多目的ルームについては、それぞれの使用時間区分の使用料の額に100分の250を乗じて得た額とする。
- 3 「ホール使用料」において、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に定める休日という。
- 4 「ホール使用料」において、使用者が舞台練習のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、それぞれの区分による「入場料を徴収しない場合」の使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 「ホール使用料」において、大ホール又は小ホールを専らリハーサル、練習又は準備のた

めに使用する場合の使用料は、それぞれの区分による「入場料を徴収しない場合」に該当する使用料の額とする。

6 超過使用は前後1時間以内とし、その使用料は次のとおりとする。

(1) 8時から9時までの場合

9時から12時までのそれぞれの区分の使用料の額に100分の30を乗じて得た額

(2) 12時から13時までの場合

9時から12時までのそれぞれの区分の使用料の額に100分の30を乗じて得た額

(3) 17時から18時までの場合

13時から17時までのそれぞれの区分の使用料の額に100分の30を乗じて得た額

(4) 22時から23時までの場合

18時から22時までのそれぞれの区分の使用料の額に100分の30を乗じて得た額

7 公共的団体が施設を展示場として2日以上継続して使用する場合は、2日目からの使用料は、それぞれの使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、第11条の減免は行わない。

8 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

9 施設の附属設備等の使用料は、規則で定める。

(3) 子ども科学館入場料

区分	金額
3歳未満	無料
3歳以上小学生以下	300円
中学生以上	700円

備考

1 20人以上（3歳未満の者を除く。）の団体の場合は、3割引とする。

2 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 入場料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。